

(仮称) 坂本こども園建築設計委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

中津川市は、坂本幼稚園及び坂本保育園を統合し、新たな場所に(仮称)坂本こども園を整備することとした。

本プロポーザルは、関係者との意見調整を適切に行いながら、魅力あるこども園を具現化できる能力を持つ設計者を選択するために行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 坂本こども園建築設計委託業務

(2) 委託内容

(仮称) 坂本こども園建設事業の基本設計及び実施設計

(3) 委託期間

契約締結の日から平成30年8月31日まで

(4) 提案上限額

30,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 支払条件

業務完了後一括払い

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加するには、次に掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 中津川市入札参加資格者名簿の建築設計に登録されている者(それに準ずる者と中津川市が認める者を含む)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者
- (4) 公告の日から過去10年間において、延床面積500㎡以上の日本国内の認定こども園、認可保育所又は幼稚園の新築(建替えを含む)に係る設計業務を元請として履行した実績がある者
- (5) 参加表明書の提出日現在で中津川市から指名停止の措置を受けていない者。なお、参加表明書の提出日から契約締結までの間に、中津川市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

※参加表明は単独、共同企業体(JV)を問わない。共同企業体(JV)の場合、(4)については主たる者が要件を満たしていること。

4. 選考スケジュール

(1) 公募開始 (公告)	平成29年12月11日 (月)
(2) 参加表明書の提出期限	平成29年12月22日 (金) 午後5時15分締切
(3) 質疑の受付期間終了	平成29年12月22日 (金) 午後5時15分締切
(4) 質疑の回答	平成29年12月27日 (水) 予定
(5) 1次審査書類の提出期限	平成30年 1月17日 (水) 午後5時15分締切
(6) 1次審査結果通知	平成30年 1月30日 (火) 予定
(7) 2次審査	平成30年 2月上旬
(8) 2次審査結果通知	平成30年 2月中旬
(9) 業務委託契約	平成30年 2月下旬

5. 提出書類

記入にあたっては、各様式の備考を確認すること。

(1) 参加表明書 (様式1)	1部
(2) 1次審査書類提出届 (様式2)	1部
(3) 設計事務所の体制 (様式3)	10部
(4) 事務所の業務実績 (様式4)	10部
(5) 過去設計実績 (様式5)	10部
(6) 協力事務所 (様式6)	10部
(7) 配置予定者の業務実績 (様式7)	10部
(8) 業務の実施方針 (様式8)	10部
(9) 技術提案書 (様式9)	10部
(10) 設計業務見積書 (任意様式) ※1次審査で選定された者のみ	10部

6. 参加表明書 (様式1) の提出

- (1) 提出期限：平成29年12月22日 (金) 午後5時15分締切
- (2) 提出先：事務局
- (3) 提出方法：持参又は郵送により提出

※郵送の場合は簡易書留等とし、上記提出期限までに必着すること。また、事務局へ電話連絡し到達確認をすること。

7. 実施要領等に関する質疑・回答

実施要領等に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出期限：平成29年12月22日 (水) 午後5時15分締切
- (2) 提出方法：質問書 (様式10) を事務局のメールアドレス宛に電子メールにて提出し、この送信後必ず事務局へ電話連絡をすること。
- (3) 回答方法：回答は、平成29年12月27日 (水) (予定) に市ホームページに掲載する。
(質問の状況によっては、随時回答を掲載する場合あり)
なお、回答については参加表明書提出者の質疑についてのみ回答する。
※質問の回答内容は実施要領等の追加又は修正とみなす。
- (4) 送信先：事務局

8. 技術提案書（様式9）の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルは、魅力ある認定こども園を具現化できる能力を持つ設計者を選定するためのものであり、詳細な設計を求めるものではない。

（仮称）坂本こども園の基本コンセプト及び特記仕様書の内容を踏まえ、以下の点に留意して様式9（A3横）2枚以内（カラー印刷可）で提案すること。

- （1）基本コンセプトに係る技術提案として以下の5つのテーマに対する提案を記載すること。
 - ・地域の人々が誇りと愛着の持てる施設
 - ・安全・安心な施設
 - ・保育・教育環境が充実した施設
 - ・子育て支援の拠点となる施設
 - ・環境との調和が図られた施設
- （2）独自提案として、本業務を進める上での課題や対応策、アイデア、その他提案（上記（1）の基本コンセプトに対する内容を除く）を記載すること。
- （3）建設費とランニングコストの低減に関する提案について記載すること。
- （4）本プロポーザルは、提案者の考え方、構想等を問うものであり、文書等は明瞭に記載すること。
- （5）文字は読みやすいように10.5ポイント以上とすること。なお、図や表中の文字については、この限りではないが読みやすさに配慮すること。
- （6）提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容（具体的な会社名等）は記載しないこと。
- （7）文書を補完するための写真（カラーコピー可）やイラスト、イメージ、図、表を使用することは差し支えないが、具体的な設計図、模型（写真を含む）、透視図等は使用しないこと。

9. 1次審査書類の提出

- （1）提出期限：平成30年1月17日（水）午後5時15分締切
- （2）提出書類：5. 提出書類（2）1次審査書類提出届（様式2）～（9）技術提案書（様式9）
※応募は、1事業者につき1提案とする。
- （3）提出方法：持参又は郵送により提出
※郵送の場合は簡易書留等とし、上記提出期限までに必着すること。また、事務局へ電話連絡し到達確認をすること。

10. 事業者の選定

審査は、（仮称）坂本こども園建築設計委託業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施し、審査方法は以下の手順とする。

本プロポーザルの審査経過については、1次審査、2次審査とも非公開とする。

(1) 1次審査（書類選考）

1次審査では事業者が提出した書類を審査する。参加資格を有する事業者が多い場合は2次審査対象者として上位5者を選定する。

結果通知は1次審査書類を提出した全事業者に書面で行う。なお、選定された者のみに2次審査の実施日時・場所及び設計業務見積書の提出方法等詳細についてあわせて通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

①実施日時・場所

平成30年2月上旬

※詳細は別途通知

②実施時間

1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内とする。)

③その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、本業務に直接携わる管理技術者及び主任技術者（意匠担当）は必ず出席するものとし、参加できる人数は4名までとする。
- ・プレゼンテーションについては主任技術者（意匠担当）が行うものとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行う。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意する。

(3) 選定方法

審査では、評価基準をもとに総合的に評価・審査し、2次審査で最高得点を得た者を本設計業務の最優秀提案者として選定する。

※プロポーザルの評価基準及び配点については別添の「プロポーザル審査の評価基準」を参照すること。

(4) 結果の通知

審査結果は、2次審査を行った全事業者に書面で通知するほか、市のホームページで公表する。

11. 契約

最優秀提案者選定後、随意契約にかかる協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。選定された者はその際に改めて見積書を提出すること。なお、最優秀提案者と契約できない場合は、次点者と契約することができるものとする。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が作成形式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 設計業務見積書の金額が、2. 業務概要 (4) 提案上限額を超過した場合
- (7) 審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合 (行われたと疑われる場合も含む)
- (8) その他選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

13. その他留意事項

- (1) 資料等は事務局又は市ホームページから入手すること。
- (2) 参加表明書の提出以降に辞退する場合は、辞退届 (A4判任意様式) を提出すること。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類はすべて日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。なお、審査の過程で複製することがある。
- (7) 技術提案書の著作権は提案者に帰属するが、契約締結者の提出書類にかかる著作権は、中津川市に帰属するものとする。
- (8) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加者の負担とする。
- (9) 現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は近隣住民等に迷惑がかからないよう十分配慮すること (建設予定地及び統合する幼稚園・保育園への立ち入りは不可)。
- (10) 審査の経緯及び結果等に関する問合せ、異議申し立ては受け付けないものとする。
- (11) 様式7に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (12) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、中津川市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (13) 参加申込者が1者のみの場合は、書類選考、ヒアリングを行った上で、本委託業務を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかどうかを総合的に判断し選定する。

14. 事務局 (提出先・問合せ先)

中津川市教育委員会事務局施設計画推進室

住 所：508-0032 中津川市栄町1番1号 にぎわいプラザ4階

電 話：0573-66-1111 内線4285・4286

FAX：0573-65-3338

Eメールアドレス：shisetsu-e@city.nakatsugawa.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp>